


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	s01761	住所(所在地)	松阪市飯高町波瀬675番地					
		施設名称	波瀬小学校(波瀬小学校校舎(飯高))							
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成2年度				
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。なお、学校の沿革については明治8年創設の桑原学校、加波学校、乙栗子学校(3校は後の加波小学校)、明治10年の波瀬学校を起源に、幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	10 台		
	土地	敷地面積	23801.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	波瀬小学校校舎(飯高)			構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成3年3月1日		建物取得費	295,350,000 円	
		延床面積	1812.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 以計 上画 改修 等 の 履	実施年度	対象建物			改修内容			費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点		現在、学校としては休校となっています。しかし、最低限の維持管理経費は掛かっていますので、今後の学校としてのあり方や、他の活用方法の有無など検討していく必要があります。							
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		廃校等に当たって配慮すべき事項として、地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。							
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による		休館日	松阪市学校の管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員										
①小計					③年間収入合計					
④合計(①+②)-③					市民一人あたりのコスト					
2,179,672 円					0					
					12.97 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	児童数		人	0	0	0	—	—		
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設							
特記事項										

